

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 四方 源太郎

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	口上林地区 (十倉志茂、十倉中、十倉名畑、十倉向、井根、武吉、佃、忠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、親から引き継いだ方や定年後に故郷に戻ってきた方など、当地域と関係が深い人が長年耕作を続けてきた高齢化の進んで農家集団である。そのため、顔見知りの方への農地の貸借はあるが、全く知らない方への農地貸借が受け入れられにくい。

・十倉志茂町から井根町へかけて、府道1号沿いの農地は比較的平らな水田として活用しやすい。

・武吉町、佃町、井根町は山沿いの急な斜面が多く、水田として活用するには面積が狭い。

・忠町は上林川の両側に農地があり、水田に適した農地が多いが、山すそに位置した水田に適さない農地もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・府道1号沿いの地域は水稻を中心に農地の集積・集約を進めるとともに、畜産農家に供給するための飼料作物の生産を進める。また、畜産農家が生産する堆肥を活用して、耕畜連携を図る。

・狭い農地でも水利の良好な農地は水稻の生産をし、水利の悪い農地は、出荷販売用の野菜類を生産する。

・Uターン、Iターンを促すため、産地直売等を実施し、地域外から人を呼び込み、地域活性化を図る。Uターン、Iターン者が容易に農業を開始できるよう、農地面積を現状維持し、初期投資を低く抑えられるようにする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者、現状の担い手、新規就農者を中心にそれぞれの隣接農地への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手、地権者のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、JA、集落の協力員と連携し、地域内外から多様な経営体をお宗旨、定着までの取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・委託作業に係る経費の補助があれば活用を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④畑地化・輸出等	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨耕畜連携等	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サルの被害防止柵を設置する。定期的に巡回し、侵入による破損等があれば必要に応じ、早急に修理を行う。
- ④水利が悪いため、畑作が長年されている水田は畑地化を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、耕作できる環境を整える。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、必要に応じて農業用施設の設置を検討する。
- ⑨集落内で生産された飼料作物は地域内の畜産農家に供給し、畜産排泄物由来の堆肥は地域内の生産者に供給する。